



更生保護  
シンボルマーク

認定特定非営利活動法人

# 岩手県就労支援事業者機構 情報 第31号

■ 発行年月日 : 平成30年1月20日

■ 発行者 : 岩手県更生保護就労支援事業所



## 新年のご挨拶 2018年戌年

皆様には、お揃いで良き年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

岩手県就労支援事業者機構も、私をはじめとして職員みな元気に新年を迎えました。

皆様のご協力をおもちゃして、当事業所も開所6年目を迎え本年も企画競争が予想される「平成30年度更生保護就労支援事業」に応募して事業を継続する予定です。

遠野地区事業主会の設立準備が着実に進んでおり、一層力強さを感じる年明けとなりました。今後の事業推進に皆様のなご指導をお願い致します。

隣の愛犬 典(テン)は強力な相棒です。

会長 木川田 典彌



## 「認定NPO法人」に対する評価

### ◆寄附の有効活用

当機構は、平成27年1月に岩手県より認定を受けた「認定NPO法人」です。

認定後、木川田機構会長、(株)東北工商様、(株)桜心警備保障様をはじめ、多くの会員方々からご寄附を頂き、運営の大きな財源として、有効活用させて頂いております。

「認定NPO法人」になるには、その団体が市民から一定以上の寄附を受け、支持を得ているかどうかのPST基準等の実績判定をクリアしなければなりません。

### ◆PSTとは

PST(パブリック・サポート・テスト)では、「寄附」を物差しに幅広く多くの市民から受けている団体かを判定します。まじめに活動を行い、成果を出し、適正に運営されている団体には、市民から多くの寄附が集まります。この「寄附」を「団体への信任・支持」と捉え、多くの市民から寄附を受けているほど公益性の高い団体と判定されるように、PSTは設計されています。

### ◆会費と寄附金の取扱いについて

定款上の基本会費を超える額については、会員の申出により寄附金扱いが可能となります。詳しくは、当機構事務局へお問い合わせください。

### ◆寄附者に対する税制優遇等のメリット

「認定NPO法人」への寄附は、個人の方であれば「特定寄附金」として所得税から控除ができますし、法人の方であれば「損金算入限度額」の枠が拡大されます。

### ◆寄附金のお願い

当機構は、対象者の立ち直りを支援し地域の安全・安心を謳って活動いたします。今後とも尚一層のご協力お願いいたします。

## 祝・東北地方更生保護委員会委員長

感謝状 受章

宮野孝様 (株)東北工商 代表取締役社長)



長年に亘り対象者を多数雇用した実績が評価され、平成29年10月26日一関文化センターで行われた「第43回岩手県更生保護研究大会」で表彰されました。

## 機構情報 第30号発行に寄せて

平成24年1月31日「第1号」発行以来多くのご協力をいただき、第30号の発行の運びとなりました。長い道のりでした。協力事業主をはじめ関係者のための情報紙になるため地区事務局からご意見をいただきました。

全国機構からは、継続についての評価をいただいておりますが、事業所は「内容がマンネリになっていないか」「経費との関係で全発行号数が配られていない会員から不信感をもたれないか」など問題点について意見交換し、会員の情報紙としての役割を果たしながら、継続したい考えです。忌憚のないご意見こそ私たちのエネルギーになります。

 <p>岩手地区 工藤美智子 様</p>	<p>平成23年度発行の機構情報第1号から数えて30回目の情報紙を手にとり、感慨深く、あらためて活動を振り返っております。</p> <p>発行によせての会員有志の意見は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 全国、県機構からの情報を随時つなげて欲しい。</li> <li>② 必要な更生保護活動情報をつなげて欲しい。</li> <li>③ 県事業主研修会が当地区会場で開催された記事は興味深く感じたので、他地区の身近な記事や各地区の活動状況の提供して欲しい。</li> <li>④ 写真入りで見やすい情報紙が必要。 等でした。</li> </ol> <p>今でも紙面を工夫され、きめ細やかな情報を提供していただいておりますが、これからもより良い情報の提供と見やすい紙面作りをお願いします。</p>
 <p>久慈地区 堀畑俊明 様</p>	<p>この度、第30号を迎えたことに対し、事務局のスタッフの皆様にご心より敬意を表します。</p> <p>久慈地区協力事業主会も結成して以来10周年を迎えることとなりますが、この10年間機構の皆様には、大変お世話になりました。先般の岩手町の研修会で「あやまちを人間をきめない。あやまちのあとが人間をきめる」というお話は、まさに更生保護の真髄だと思いました。遠野地区が結成されれば全県下に協力事業主会が出来ます。このことは大きな前進であり、私達関係者の大きな喜びです。今後益々この会報の果たす役割が大きくなると信じています。機構事務局には変わらず精進してくれることを期待します。</p>
 <p>盛岡地区 越場健一 様</p>	<p>情報30号の発行 お祝い申し上げます。</p> <p>友人からの誘いで入会した協力雇用主だったので、最初は定期的に配布される情報紙にあまり関心がありませんでした。しかし、度重なり届く情報紙に目を通す度に、少しずつ活動が分かり生きがいの一端となりました。</p> <p>就労支援の大事業も、担当する部署だけでは不完全で関係団体の一体化が不可欠ですから、今後も伝達される情報に積極的に対応するのが、盛岡地区全員の気持ちです。情報紙が協力雇用主に与えてくれる内容に私達は積極的に反応し、高まりとまとまりの力にしたいと考えています。</p>

### ■会員数（平成30年1月1日現在）

一種会員（事業者団体）（9）／二種会員（事業者）（25）／三種会員（雇用協力事業者）（424）  
四種会員（事業所以外の個人法人又は団体）（51）／計（509）

- 会員募集！！ 犯罪をした人の就労の支援に、ご協力を宜しくお願い致します。
- 対象者の雇用について 雇用可能な事業主様は、当機構までご一報ください。



※次回第32号の発行は平成30年3月の予定です。各地区会員の皆様に、お知らせなどの情報がありましたら、下記事業所まで連絡ください。

認定NPO法人岩手県就労支援事業者機構 岩手県更生保護就労支援事業所

〒020-0887 盛岡市上ノ橋町1-50 いわせんビル4階

TEL 019-681-7940 FAX 019-681-7941

Eメール: iwate-syurousien@woody.ocn.ne.jp

ホームページ: <http://iwate-shien-kiko.or.jp>